

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成24年2月3日
【会社名】	株式会社アイフリーク
【英訳名】	I-FREEK INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 幸司
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092(738)3800(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理グループ長 猪俣 英夫
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
【電話番号】	092(738)3800(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理グループ長 猪俣 英夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,706,540円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 201,906,540円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社アイフリーク 東京支店 (東京都港区赤坂二丁目17番22号) (注) 平成23年10月17日より東京支店を東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号から上記に移転いたしました。 株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第10回新株予約権証券）】

（1）【募集の条件】

発行数	220個（新株予約権1個につき65株）
発行価額の総額	1,706,540円
発行価格	新株予約権1個につき7,757円（新株予約権の目的である株式1株当たり119円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年2月20日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アイフリーク 管理グループ 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号
払込期日	平成24年2月20日（月）
割当日	平成24年2月20日（月）
払込取扱場所	株式会社西日本シティ銀行 大名支店

（注）1．第10回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成24年2月3日（金）開催の当社取締役会決議によるものであります。

- 2．本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
- 3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものいたします。
- 4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社アイフリーク 普通株式(社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株制度は採用していない。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、65株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式14,300株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」に従い行使価額の調整を行った場合、次の算式により対象株式数を調整する。</p> $\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 調整後対象株式数は、当該調整事由に係る同項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、14,000円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ <p>調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。</p> <p>(2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得条項付株式もしくは取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の取得、転換又は行使による場合、及び合併、株式交換、株式移転又は株式分割に伴って交付される場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、当社普通株式の無償割当について株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得条項付株式もしくは取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で取得、転換又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得、転換は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得条項付株式もしくは取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該承認があったときは、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って決定する数の当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

	<p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の規定により行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>201,906,540円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成24年2月21日から平成26年2月20日までとする。</p>

<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社アイフリーク 管理グループ 福岡県福岡市中央区薬院一丁目1番1号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社西日本シティ銀行 大名支店</p>
<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
<p>自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件</p>	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき7,757円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
<p>代用払込みに関する事項</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、株式交換(当社が完全子会社となる場合に限る)又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその算定方法」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p>

	<p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。 譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
201,906,540	2,201,197	199,705,343

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(1,706,540円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(200,200,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、以下のとおりであります。
- (新株予約権公正価値算定費用) 1,500,000円
(登記費用等) 701,197円
4. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

今回行う資金調達については本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額201,906,540円となります。

本新株予約権による資金調達につきましては、平成24年2月21日から平成26年2月20日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払込み後、一旦、手元資金とし、研究開発費等に充当する予定であります。

なお、本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があります。その場合には、その時点の需要の優先度に応じて調達資金を充当していくなど資金繰りの見直しを行うとともに、別途資金調達の検討を進めていく所存であります。

また、実際の支出時期より前に資金が確保できた場合、調達された資金は銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

<取得する手取金の具体的な資金使途、金額、支出予定時期>

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
デバイス並びにOSの多様化及びアプリ開発に対する研究開発資金(人件費・外注費・コンサル費)	80百万円	平成24年2月～平成26年2月
次世代型デジタル郵便事業参画に伴う研究開発資金(素材制作費・システム構築費・人件費一部)	120百万円	平成24年4月～平成26年2月

- (注) 現時点において想定している使途の優先順位につきましては、上記 から の順であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社		
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号		
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第150期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）	平成23年6月30日提出	
		四半期報告書 第151期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）	平成23年8月5日提出	
		四半期報告書 第151期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）	平成23年11月8日提出	
四半期報告書 第151期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）		平成24年2月3日提出		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術関係	該当事項はありません。		
	取引関係	当社と割当予定先及びデジタルポスト株式会社との3社間で、デジタル郵便事業に関する事業提携契約を締結しております。		

c. 割当予定先の選定理由

我が国経済は、東日本大震災の影響による生産活動の低下から徐々に持ち直しているものの、欧州の金融危機、原発災害、歴史的な円高・株安等、国内外問わず多くの問題が山積しており、日本経済は先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの関連するモバイル業界におきましては、世界規模でのスマートフォン需要が拡大しており、国内においても、フィーチャーフォンからスマートフォンへのシフトが続いております。

このような市場環境において、当社では収益基盤の拡大に向けて、安定した収益を確保できる分野の創造と拡大に努め、当社のデジタルコンテンツ資産の更なる有効活用及び拡大するアジア市場を見据えて、積極的な海外展開が当社の企業価値の向上につながると考えております。

これらの目的を達成するため、モバイルコンテンツ事業では、位置情報を利用したゲームソーシャルプラットフォーム「ココゲー」に対応したスマートフォンアプリ開発、当社のクリエイターネットワークであるクリポスを活用した、デジタル絵本アプリ「こえほん」におけるコンテンツの拡充が重要となっております。また、デジタルコンテンツの提供ツールであるデバイス及びOSへの多様化に対する研究開発が重要となっております。

また、このたびの本新株予約権の割当予定先である、Oakキャピタル株式会社が事業プロジェクト投資の一環として積極的に進めている「次世代型デジタル郵便事業」である、スマートフォン等でメッセージ等を入力すればそれを手紙にして送り先に届けることができるサービスにおいて、当社がもつ多彩なコミュニケーション・コンテンツなどと協業できる余地が大きいと判断し、同社及び同事業の運営会社であるデジタルポスト株式会社と平成24年2月3日に事業提携契約を締結し、当社としての更なる事業拡大のための先行投資が重要となっております。

これらの施策を実現するため、資金調達を行う必要があるところ、この資金調達にあたり、主に資金調達コストの低減化を中心とする当社の経営戦略上の判断から、銀行借入れ以外に、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

直接金融による調達手段の中でも、公募増資、株主割当での発行という方法も有りますが、昨今の金融情勢等を考慮すると必要な資金が集まるかは不透明で、実現可能性は低いと考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送りました。

一方、第三者割当による資金調達は割当先が限定され、効率的な資金調達方法であることから、第三者割当の方法による資金調達を模索することといたしました。

新株予約権の発行による資金調達を選択いたしましたのは、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり得、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性がある

るものの、調達資金の返済を必要とせず、また、一度に大量の新株を発行しないため、既存株主価値の希薄化が緩やかに段階的に進む点で優位性があり、その一方で、段階的な資金調達となっても、2年間の研究開発期間において、昨今の市場変化は不透明な部分もありますので、市場の変化に応じて既存事業及び新規事業については進捗をみながら、間接金融も活用することにより柔軟に対応可能であると判断したことによります。

以上のように総合的に検討した結果、本新株予約権の発行による資金調達が最善であると判断いたしました。

かかる判断のもとで、当社の企業価値を高め、既存株主からも歓迎され得る投資家を模索することとし、幹事証券をはじめとする証券会社等からの紹介などによる複数の企業と接触を重ねていたところ、これとは別に投資会社であるOakキャピタル株式会社より、新規の提案をいただきました。

Oakキャピタル株式会社は、東証二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、幅広い企業ネットワークを持っており、国内外での投資実績は豊富であり、かつ、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資を積極的に行っております。同社はファイナンスの引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザリー業務や、リスク管理の総合サービスを行うリスクマネジメント事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いております。

その同社より、新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に対して、ダイレクトメールによる資金調達のご案内を平成23年6月にいただいたことに端を発し、その後、数度の話し合いを重ねましたが、その中で当社が特に注目したのが、同社が事業プロジェクト投資の一環として積極的に進めている「次世代型デジタル郵便事業」についてであり、この事業は、スマートフォン等でメッセージ等を入力すればそれを手紙にして送り先に届けることができるサービスですが、当社がもつ多彩なコミュニケーション・コンテンツなどと協業できる余地が大きいと判断し、同社及び同事業の運営会社であるデジタルポスト株式会社と平成24年2月3日に事業提携契約を締結するとともに、幅広い企業ネットワークや企画提案力を持つ同社との関係を持つことで当社の事業拡大に貢献できると見込まれることから、今回、同社の出資の申し入れを受け、同社を割当予定先に選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

割当予定先であるOakキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は14,300株であります。

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社より、本新株予約権及びその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社より本新株予約権の発行に係る払込みについては、払込日に全額払い込むことの確約をいただいております。本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保についても、同社から「過去約2か年において、上場会社10社(13回)の新株式、新株予約権の第三者割当の割当てを受けましたが払込日に払込みを行わなかったことはありません。また、株式会社アイフリークが平成24年2月に実施を予定している第三者割当による新株予約権発行に関し、払込みに要する金額及び新株予約権行使請求に要する金額に相当する流動資産を有しています。」とする確認書を受領しております。また、同社が提出した平成24年3月期第2四半期に係る四半期報告書により、本新株予約権の発行価額の払込み及び本新株予約権の行使請求に足りる流動資産を有していることを確認しております。

これらの確認に基づき、当社においてはOakキャピタル株式会社の資金の確保について、特段の問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

Oakキャピタル株式会社は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄において「(7)当社は、「コンプライアンス行動規程」、「反社会勢力対応規程」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。」との記載があることを確認するとともに、同社から出資申入れがなされた後に実施した同社と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社帝国データバンク(東京都港区)による調査結果も参考にし、当該割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区)が算出した算定価格を踏まえ、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権1個当たりの発行価額を7,757円といたしました。

なお、本新株予約権の行使価額は、割当予定先との協議・交渉の結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成24年2月2日の大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)市場における当社普通株式の終値(11,980円)に対して、16.86%プレミアムの14,000円といたしました。当社は、当社株式の株価動向、当社の資金需要、既存株主に与える影響その他諸般の事情を考慮した上で、割当予定先と協議・交渉した結果、プレミアムの16.86%とすることで割当予定先と合意いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均12,115円に対する乖離率は15.56%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均12,058円に対する乖離率は16.11%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均13,328円に対する乖離率は5.04%、となっております。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、本新株予約権の発行は有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を研究開発費等に充当し事業の拡大を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、社外取締役1名を含む出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、出席監査役2名全員(いずれも社外監査役)から、本新株予約権の発行価額及び行使価額を含む発行条件等は、市場慣行に従った一般的な方法であり、それ自体で特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
永田 万里子	東京都渋谷区	25,936	29.67%	25,936	25.50%
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10 - 24	-	-	14,300	14.06%
株式会社エムワイエヌ	東京都渋谷区恵比寿西1丁目 32番26号	12,000	13.73%	12,000	11.80%
R I P 1号R & D投資組合	東京都中央区銀座8丁目4番 17号	2,400	2.75%	2,400	2.36%
高木 勝	福岡県福岡市中央区	1,920	2.20%	1,920	1.89%
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁 目4番6号	1,679	1.92%	1,679	1.65%
今 秀信	奈良県奈良市	650	0.74%	650	0.64%
東條 一仁	大阪府大阪市都島区	604	0.69%	604	0.59%
株式会社S B I証券	東京都港区六本木1丁目6番 1号	558	0.64%	558	0.55%
是枝 利雄	東京都大田区	503	0.58%	503	0.49%
計	-	46,250	52.91%	60,550	59.53%

(注) 1. 平成23年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年9月30日現在の総議決権数に、O a kキャピタル株式会社に割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数14,300株に係る議決権14,300個を加えて算定しております。
3. 割当予定先であるO a kキャピタル株式会社の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。したがって、今後において、同社が主要株主になることはなく、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成24年2月3日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、変更及び追加箇所については_____ 罰で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年2月3日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年2月3日）現在において当社が判断したものであります。

4 [事業等のリスク]

(1) ~ (17) 略

(18) 資金調達について

当社では、当事業年度において売上高の拡大及び新規施策への投資等を目的として、短期及び長期借入による資金調達を行っております。したがって、将来において金利が上昇した場合には、資金調達コストが上昇し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また資金調達においては、複数の金融機関と交渉を行い、最適なファイナンスを行っておりますが、突発的な内外環境の変化等により資金調達ができなかった場合及び第三者割当による新株予約権の発行をしておりますが、当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場株価を上回っている状況においては行使が進まない状況になり、そのような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、新規事業の着手が遅延する、事業の継続ができなくなる等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 略

(20) 既存株主の議決権の希薄化に関わるリスク

平成24年2月3日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は87,420個（直前の基準日である平成23年9月30日現在）であり、第三者割当により同社に割り当てる新株予約権の目的である株式の総数14,300株に係る議決権数は14,300個であります。このため、当社の議決権総数に対する希薄化率は16.36%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は14.06%）となり、本新株予約権が行使された場合には、既存株主の議決権の希薄化につながるようになります。

しかしながら、本新株予約権の行使により、当社の有する自己株式3,965株が優先されて充当されるため、新たな新株発行数は10,335株となり、当社の発行済株式数91,388株（平成23年9月30日現在）に占める割合は11.31%となることから、発行済株式数から見た希薄化は押さえられており、また、調達資金を研究開発資金に充当し、研究開発による事業の拡大を図ることによって業績向上が見込まれることから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、本新株予約権の発行数量及びこれによる議決権の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

(21) 大株主の変動による経営への影響について

平成24年2月3日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権が全て行使された場合には、同社は、当社の議決権総数の14.06%を占める大株主となります。しかしながら、同社より、純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨の確認書を受領しております。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成24年2月3日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

[平成23年6月29日提出臨時報告書]

1. 提出理由

平成23年6月24日開催の当社第11期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金300円 総額 26,214,000円

2 剰余金の配当が効力を生じる日(支払開始日)

平成23年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役1名選任の件

社外取締役として、谷内進を選任するものであります。

第4号議案 補欠取締役1名選任の件

補欠取締役として、安田俊広を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	51,331	74	0	(注)1	可決 99.85%
第2号議案	51,313	92	0	(注)2	可決 99.82%
第3号議案					
谷内 進	51,172	233	0	(注)3	可決 99.54%
第4号議案					
安田 俊広	51,227	178	0	(注)3	可決 99.65%

(注)1. 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

[平成23年6月30日提出臨時報告書]

1. 提出理由

当社は、平成23年6月24日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 代表取締役の辞任

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	所有株式数 (提出日現在)
永田 万里子 昭和33年6月10日生	取締役会長	代表取締役会長	25,936株

(2) 当該異動の年月日

平成23年6月25日

3. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日(平成23年6月24日)以降、本有価証券届出書の提出日(平成24年2月3日)までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(千円)	残高(千円)	増減額(千円)	残高(千円)
平成23年6月25日から 平成24年2月3日まで (注)	62	459,254	62	449,254

(注) 1. 第2回及び第3回新株予約権の行使により増加したものであります。

2. 資本金及び資本準備金の増減額及び残高には、平成24年2月1日から平成24年2月3日までの新株予約権の行使により発行された株式による増加額は含めておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月24日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第2四半期)	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	平成23年11月14日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月25日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 筆 野 力
業務執行社員

指定社員 公認会計士 轟 芳 英
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成22年3月31日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイフリークの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アイフリークが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月11日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 筆 野 力

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 轟 芳 英

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植 木 豊

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月25日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 筆 野 力
業務執行社員

指定社員 公認会計士 轟 芳 英
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月24日

株式会社アイフリーク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 筆野 力
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 轟 芳英
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイフリークの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アイフリークが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。